

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている個人・事業者の皆様へ

衛生手数料の支払猶予申請の手引き

令和3年4月1日

岐阜市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、離職、収入の減少、休廃業などで、**一時的にし尿処理に係る衛生手数料の支払いが困難になっている個人・事業者の皆様に対して、お支払いの猶予をします。**

つきましては、下記の担当窓口又は電話にてご相談ください。

1. 対象者

支払猶予対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響により、支払いが困難となった個人及び事業者で次の各号に該当する方が対象です。

- (1) 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1月以上）において収入が前年同月に比べて概ね20%以上減少した者
- (2) 生活福祉資金貸付制度における「緊急小口資金」の貸付を受けた者
- (3) 生活福祉資金貸付制度における「総合支援資金」の貸付を受けた者
- (4) 「岐阜県新型コロナウイルス感染症対応資金」を受けた者
- (5) 日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付金」を受けた者
- (6) 既に国税及び市県民税などで、新型コロナウイルスの影響により支払猶予等の決定を受けている者
- (7) その他の新型コロナウイルスの影響により、公的な資金又は貸付を受けた者

申請書の理由欄に上記各号に該当する旨と支払猶予を必要とする理由を記入してください。記入した内容を証明する書類を添付していただきますが、書類の提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

2. 支払猶予の内容

対象となる衛生手数料は、**各期別における当初の納期限から3か月支払いを猶予します。**ただし、納期限から2か月を経過する日までに申請された場合も支払猶予の対象とします。支払猶予の決定可否は、審査の上、申請の受付日から14日以内に文書にてお知らせいたします。

支払猶予の決定があった場合でも、**納入通知書は通常どおり発送されます。**その際、各支払猶予の期間中に料金の支払いがないことをもって督促状の送付は行いません。但し、申請のタイミングによっては督促状が送付される場合があります。

3. 申請方法

申請様式の「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う衛生手数料の支払い猶予申請書」の各項目を記入し、郵送又は下記担当窓口までご提出ください。

4. 支払猶予の注意事項

- ・**支払猶予は減免ではありません。**今回の措置は、お支払いを猶予することで一時的なご負担を軽減するものです。衛生手数料は今後も順次発生しますので、支払猶予期限内で完納できるようにお願いいたします。（分納等は下記問い合わせ先へご相談ください。）
- ・支払猶予期限までにお支払いのない場合は、督促告書の送付及び電話催告を行う場合があります。

【問い合わせ先】 受付時間 8:45~17:30（土、日、祝日を除く）

岐阜市役所 環境部 環境二課 環境衛生係 電話：058-214-2419（直通）